

## 平成23年江田島市教育委員会会議第12回定例会会議録

平成23年11月21日(月)、平成23年第12回教育委員会会議定例会を大柿分庁舎301会議室において開催しました。

### 1 開会及び閉会に関する事項

開会 午前 9時30分  
閉会 午前 10時10分

### 2 出席委員

委員長	大石君枝
委員長職務代理者	木葉登喜夫
委員	平上博文
委員	坪木一恵
教育長	万治功

### 3 出席説明委員

教育次長	木戸佐夜子
学校教育課長	御堂岡健
学校給食調理場 総括場長	濱家高栄
生涯学習課長	宇根英治
図書館長	横手乃文

### 4 事務局

学校教育課  
課長補佐兼総務係長 田原 留美子

### 5 傍聴人

なし

### 6 議事日程

- (1) 教育長報告
- (2) 会議録署名委員の指名
- (3) 議案第18号 江田島市スポーツセンター設置及び管理条例及び江田島市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例案について
- (4) 議案第19号 江田島市スポーツセンター管理運営規則の一部を改正する規則案について

- (5) 議案第20号 江田島市立図書館管理運営規則の一部を改正する原則案について
- (6) 報告 大柿自然環境体験学習交流館運営委員の委嘱について
- (7) 報告・協議1 叙勲候補者（教育功労）の推薦につき同意を求めることについて
- (8) その他

## 7 議事の概要

### ○ 大石委員長

ただ今から教育委員会議の定例会を開催します。

本日は、出席委員は5名ですので、定足数に満たしています。

最初に教育長報告をお願いします。

### ○ 万治教育長

それでは、教育長報告をさせていただきます。（省略）

### ○ 大石委員長

以上で教育長報告を終わります。

本日の議事録署名者は、木葉委員をお願いします。

それでは、議案第18号 江田島市スポーツセンター設置及び管理条例及び江田島市立公園設置及び管理条例の一部を改正する条例案について事務局から説明をお願いします。

### ○ 万治教育長

議案第18号 江田島市スポーツセンター設置及び管理条例及び江田島市立公園設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてですが、提案理由といたしまして、社会体育施設の使用料の見直しに伴い、現行の条例の一部を改正する必要があるため、江田島市教育長に対する事務委任規則（平成16年江田島市教育委員会規則第4号）第2条第3号の規定により、委員会の意見を求めるものです。

詳しくは次長が説明します。

### ○ 木戸次長

提案理由につきまして説明させていただきます。

さきほど、教育長が説明したとおりです。

8ページをお願いします。右側が現行で左側が改正案です。

まずは第9条の第3項中のところで、改正部分に下線を引いています。回数券を発行することができるというところを回数券及び定期券を発行することができる及び定期券を加えるものです。

別表第1のア施設使用料表中の「トレーニングルームの個人、1人1回につき200円をトレーニングルームの個人、1人1回につき200円またシャワー室個人、1人1回につき100円に改めます。

同表のイ照明施設等使用料の表の中のイ 証明施設等使用料が改正されて1時間につきと改正し、また区分の所の単位・使用料が変更します。

次に別表第2（第9条関係）アの回数券の区分・使用料を改めイの定期券（トレーニングルーム用）の区分としてそれぞれ「60歳以上及び高校生以下」・「一般」と金額を定めます。

附則として、平成24年1月1日から施行するものです。

次に第2条として、江田島市立公園設置及び管理条例（平成16年江田島市条例第152号）の一部を改正します。別表第4の2照明施設の使用料表中「江田島公園施設・能美運動公園・鹿田公園施設を「鹿田公園施設」の使用区分・使用料をそれぞれ変更する。また、「能美運動公園・鹿田公園」の使用区分、使用料を改めるものです。

附則は、平成24年1月1日から施行するものです。

○ 大石委員長

ただいまの説明に対してご意見はありませんか。（意見なし）

それでは、採決します。意義ありませんか。（意義なし。全員）

○ 大石委員長

それでは、議案第19号 江田島市スポーツセンター管理運営規則の一部を改正する規則案について、事務局から説明をお願いします。

○ 万治教育長

議案第19号の江田島市スポーツセンター管理運営規則の一部を改正する規則案についてですが、提案理由としまして江田島市スポーツセンター使用料の見直しに伴い、現行の規則の一部を改正する必要があるので、江田島市教育長に対する事務委任規則（平成16年江田島市教育委員会規則第4号）第2条第2号の規定により、委員会の議決を求めるものです。詳しくは、次長から説明します。

○ 木戸次長

提案理由につきまして、説明させていただきます。

さきほど、教育長が説明したとおりです。

第8条の「回数券」の次に「及び定期券」を加え、「トレーニングルーム」を「体育施設に改め、「回数券を」の次に「及び定期券」を加えます。

様式第1号及び様式第3号の規定中「ミーティング室」を「ミーティングルーム」にし、「①全点灯 ②1/2 ③ 1/4を 「① 全面 ②1/2面 ③ 1/4面（全点灯

- ・半点灯)」にし、「ミーティングルームのみ)」を「(柔道場及びミーティングルームのみ)」に改めるものとする。

様式第4号中「④ミーティング室」を「ミーティングルーム」に改めることとします。

附則としまして、この規則は、平成24年1月1日から施行するものです。

- 大石委員長

ただいまの説明に対してご意見はありませんか。(意見なし)

それでは、採決します。意義ありませんか。(意義なし。全員)

- 大石委員長

それでは、議案第20号 江田島市図書館管理運営規則の一部を改正する規則案について事務局から説明をお願いします。

- 万治教育長

議案第20号の江田島市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則案についてですが、提案理由としまして図書館における貸出及び利用に関する内容の見直しに伴い、現行規則を改正する必要があるので、江田島市教育長に対する事務委任規則(平成16年江田島市教育委員会規則第4号)第2条第2号に規定により、委員会の議決を求めるものです。

詳しくは、次長から説明します。

- 木戸次長

提案理由につきまして、説明させていただきます。

さきほど、教育長が説明したとおりです。

第12条第1項の部分中「次に掲げる貸出しを受け、又は施設若しくは設備の利用を使用とする者」を、「図書館」の館外貸出しを受けようとする者」に改め、同項各号を削るものです。

また、第19条中「又は返納しようとするとき」を削り、第20条第3号中「及び雑誌」を削り、第21条第1項中「9点」を「10点」に改めるものです。

なお、この附則は平成23年12月1日から施行するものです。

- 大石委員長

次に報告 大柿自然環境体験学習交流館運営委員の委嘱については人事案件ですので非公開が適切ではないかと考えますがいかがでしょうか。(意義なし。全員)

- 大石委員長

それでは、この案件については非公開にします。

本日の日程については、以上です。

平成23年江田島市教育委員会会議第12回定例会を閉会します。

次の教育委員会会議は12月19日（月）に開催します。

江田島市教育委員会会議規則の規定により、ここに署名する。

江田島市教育委員長

署 名 委 員